

## 第2章 材 料

### 第1節 適 用

#### 2-1-1 適 用

森林土木工事に使用する材料は、本章に定めるもののほか、特に定めのない事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第2編材料編](#)の規定によるものとする。

### 第2節 土木工事材料（石材）

#### 2-2-1 一般事項

森林土木工事に使用する石材は、それぞれの用途に適する強度と耐久性及び形状を有し、以下の規格に適合するものとする。

#### 2-2-2 角石、切石

方形状の割石で、厚さが幅の2分の1以上のもの、所要の寸法、形状に応じ石造りしたものを切石という。

#### 2-2-3 板 石

方形状の割石で、厚さが幅の2分の1未満のもの。

#### 2-2-4 間知石

截頭四角錐体状で面は矩形（通常長辺が短辺の1.2～1.5倍）又は正方形であって合端と友面を造ったもの。控長は面の面積の平方根の1.5倍、合端は同じく0.1倍、友面の面積は面の面積の $1/10\sim 1/6$ を標準とする。

#### 2-2-5 雑間知石

截頭四角錐体又は楔形状で矩形（通常長辺が短辺の1.2～1.5倍）又は正方形のもの。控長は面の面積の平方根の1.5倍を標準とする。

#### 2-2-6 野面石

自然石又は割石で一定の面を持たないもの。通常最長軸の長さ及び $1\text{ m}^2$ 当たりの個数の範囲を規定する。

### 第3節 土木工事材料（その他砂利、砂、碎石類）

#### 2-3-1 一般事項

1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
2. 砂の粒度及びごみ、どろ、有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

### 2-3-2 砂

径5mm以下を適量に混合したもの。川砂、浜砂、山砂、石粉等があり、モルタルミルク等には細砂（径1.5mm以下のものが適量に混合）を使用する。

### 2-2-3 砂利

径0.5~5.0cmが適量に混合したもの。川砂利、割砂利、浜砂利、砕石砂利、山砂利等があり、水洗いしたものを洗砂利という。

### 2-3-4 再生砕石

コンクリート塊等を再生資源として活用するもので、工事に使用する場合は品質規格等を設計図書に明示する。

### 2-3-5 切込砂利

天然石又は砕石（クラッシュランは原石を砕石プラントで破碎した砕石）で、大小粒が適当に混合しているもので、最大寸法は設計図書に示すところによる。

### 2-3-6 切込砕石（クラッシュラン）

原石を砕石プラントで破碎した砕石で、大小粒が適当に混合しているもので、最大寸法は設計図書に示すところによる。

## 第4節 土木工事材料（緑化材料）

### 2-4-1 一般事項

緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとす。

### 2-4-2 芝及びそだ類

芝及びそだ類については、[岡山県土木工事共通仕様書 第2編第2章第9節芝およびそだ](#)によるほか、次の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、芝の保管に当たっては、適当に風通しを良くし、あるいは散水するなど保存に注意しなければならない。
- (2) 受注者は、粗朶及び帯梢の保管に当たっては、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど乾燥を防ぐようにしなければならない。

### 2-4-3 目 串

目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ15~30cm、径0.8~2.5cmのものを標準とする。

### 2-4-4 土壌等

土壌は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとする。

#### 2-4-5 種子

1. 種子は、成熟十分で発芽力がよく、病虫害及び雑物の混入していないものとする。
2. 受注者は、種子の購入に際して保証書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。

#### 2-4-6 稲わら

稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分、を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

#### 2-4-7 肥料等

1. 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
2. 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
3. 堆肥は、完熟したものとする。
4. 消石灰は、J 1 S規格に適合したものとする。
5. 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
6. 受注者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所保管し、変質したものを使用してはならない。

#### 2-4-8 萱及び雑草木株

1. 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑草木株は、30 cm程度に切断し、打違いにして1 mの縄で縛ったものを1束とする。
2. 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

#### 2-4-9 苗木

1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので病虫害や外傷のないものとする。
2. 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。
3. 受注者は、苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

#### 2-4-10 植生養生材及び水

1. 木質材料（ファイバー）は、水中での分散性が良く、均一に散布できるものでなければならない。
2. 浸食防止材は、種子の発芽を妨げず、被覆効果の早いものでなければならない。
3. 客土は、有機質を含んだもの又は土壌改良材を混入したものでなければならない。

4. 基材吹付け用の生育基材は、保水力、保肥力等があり、土壌改良効果の高い有機質を含んだものでなければならない。
5. 合成繊維又は金属製のネット、わら製品、繊維マット等の被覆材は、対浸食性の大きいものでなければならない。
6. 養生材及び水は、植生の発芽に有害な酸類その他の不純物を含有しないものでなければならない。

#### 2-4-11 二次製品の緑化材料

1. 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
2. 受注者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

### 第5節 土木工事材料（木材）

#### 2-5-1 木 材

1. 工事に使用する木材は、使用目的に支障となる有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材（丸棒加工品等）においては仕上がり寸法とし、素材（皮付き・皮剥材）については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
3. 受注者は、防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。
4. 橋梁等に使用する構造用大断面集成材は、J A S規格品とする。
5. 使用する木材の規格は、次のとおりとする。

素材（製材以外の場合）の規格値		製材（丸棒加工、角材）の規格値	
名 称	基 準	名 称	基 準
直 径	※設計値の0.8～1.2倍	直 径	± 5 mm
曲 が り	おおむね通直なもの		
末口径と元口径の差	規定しない		

※ 素材の直径は、設計図書で許容値を定めている場合はその許容値の範囲とし、楕円形の直径の測定は、平均径によるものとする。

6. 現地発生材等の規格（寸法）が一定でない木材を使用する場合は、品質・形状等については、監督員の指示によるものとする。

#### 2-5-2 根株・末木枝条

1. 受注者は、工事施工によって生ずる根株等については、①工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用、②剥ぎ取り表土の盛土材としての利用を図る等適正に取り扱わなければならない。
2. 受注者は、工事現場内における林地への自然還元として利用する場合は、根株等が雨水等により、下流へ流失する恐れがないよう、安定した状態にするものとし、必要に応じて柵工や筋工等を設置しなければならない。

## 第6節 土木工事材料（その他）

### 2-6-1 路盤紙

1. 路盤紙は、取扱いが容易で、吸水しにくくコンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない。
2. 路盤紙は、次の規格に適合したものでなければならない。

種類	名称	規格	備考
路盤紙	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702	呼び厚さ0.1mm以上
	ターボリン紙	JIS Z 1503	
	クラフト紙	JIS P 3401	MS-81、84